

ID: 50

担当部署: 教育委員会 社会教育課

|   |                         |         |       |
|---|-------------------------|---------|-------|
| 処分の概要   | 寄贈及び寄託の承認               |         |       |
| 例規名<br>根拠条項   | 聖籠町立図書館設置条例施行規則 第23条第2項 |         |       |
| 例規番号  | 平成元年 教育委員会規則第5号         |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/>                     (寄贈及び寄託)<br/>                     第二十三条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。<br/>                     2 図書館に図書館資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、館長に名称、数量、価格等を明記した図書館資料寄贈・寄託申込書(別記第五号様式)を提出し、その承認を受けるものとする。この場合において、資料の寄贈又は寄託を受けるものと決定したときは、館長は、図書館資料の寄贈又は寄託者に対し承認書(別記第六号様式)を交付する。</p> |                         |         |       |
| <b>【基準】</b>   |                         |         |       |
| 標準処理期間  | 5日                      |         |       |
| 備考  |                         |         |       |
| 設定年月日   | 平成22年4月1日               | 最終変更年月日 | 年 月 日 |